

A Happy New Year! 2020



「奈良市 興福寺 中金堂」



ルーチー通信

令和二年 新年号

新年明けまして

おめでとございませう。

本年もよろしく

お願い申し上げます。

皆様に支えられて、当事務所も一月五日で事務所開設から十五年目を迎えることができました。ここに御礼を申し上げます。

昨年は皆様にとり、どのような一年でしたでしょうか。昨年と同じことを述べていますが、昨年も台風などの自然災害が我が国に猛威を振るった一年でした。温暖化の影響なのか、この災害に惑わされるのが常態化してきているように思います。それに対して我が国はもちろん世界において今一つ対策が取られていないのが実情です。私たち個人ができることはわずかもかもしれませんが、次世代に向けて何ができるのかもと真剣に取り組む必要があると災害のニュースのたびに思い知らされます。さて、今回のルーチー通信では、会社の基本となる法律ながら馴染みが薄いと思われる会社法の改正と相続法の改正の一つである配偶者居住権について解説しております。皆様に少しでもお役に立てることができると幸いです。



◇「会社法改正」について◇

■会社法とは？

我が国には、会社が約一七〇万社ありますが（ちなみに個人事業主を含めて約四百十萬あります。）、「会社法」は文字通り、この「会社」を対象とする法律で、その内容は会社の設立・解散から株式・社債等の資金調達、組織運営、組織再編（M&A）など多岐にわたります。

そもそも会社法は、二〇〇六年五月一日から新しく施行された法律で、会社法が施行される前までは、

- ・商法第二編
- ・株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
- ・有限会社法

の三つの法律に分かれていました。しかし、このように法律が分かれていると、該当するいずれの項目に従いながら、それぞれ適応しなければならぬなど、非常に分かりづらく、さらに活用しづらいなど不便な部分が多々ありました。そこで、それを一本化し、改めて法律を再編して成立したのが、「会社法」です（なお、有限会社法は廃止され、新たに有限会社を設立することができなくなり、会社法施行の際に存在する有限会社は、会社法施行後は当然に株式会社となりませんが、特別に特例有限会社として、有限会社の名称を使用できるなど特別のルールが適用されています）。

会社を運営する基本となるのが会社法です。言い換えれば、力強い会

社運営のためには会社法に通ずるのが会社作りの基本ともいえます。馴染みの薄い法律で、かつ条数も九百を超えてボリュームも多いので、一から見ていくのは大変ですが、会社の組織体制に応じて俯瞰的に一度ポイントを押さえておくのが大事かと思えます。

今回は、最新の会社法の改正について触れておきたいと思えます。

■二〇一九年会社法の改正の経緯について

二〇一九年十二月四日、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）が成立しました（同月十一日公布）。会社法は二〇一四年に改正されましたが、その改正時に設けられた付則においては、同改正の施行後二年経過した場合において、企業統治に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされてきました。また、同改正後にも会社法の更なる見直しについて様々な指摘がされてきました。二〇一九年の改正では、これらの指摘を踏まえて会社を巡る社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることを目的になされました。

■改正法の具体的な内容

今回の改正法の主な内容は以下のとおりです。

第一 株主総会に関する規律の見直し

一 株主総会資料の電子提供制度の創設【第三二五条の二、第三二五条の五】

現行法上は、インターネット等を用いて株主総会資料を株主に提供するためには、株主の個別の承諾が必要とされています。今回の改正法では、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を株主に提供することができるようになります。

なお、書面での資料提供を希望する株主は、書面の交付を請求することができま

二 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備【第三〇五条第四項、第五項】

株主が株主招集権を行使することは実際困難なため、会社の招集する総会の機会を利用して自らの提案をすることを株主の提案権として認めています（三〇三条）

もつとも、近年一人の株主が膨大な数の議案を提案するなど、株主提案権の濫用的な行使事例が発生し、権利の濫用と認められた裁判例もあります。

そのため、今回の改正法では株主が提案することができ議案の数が十までとする上限を新たに設けることになりました。

なお、株主提案権の制限については、法案の国会提出段階においては、議案の内容に着目した制限を許容する規定の新設が提案されましたが、国会審議の過程で、株主提案権を過度に制限するとの理由により削

除する形で修正されました。

第二 取締役等に関する規律の見直し

一 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の報酬は株主総会決議事項ですが（二六一条一項）、これは取締役報酬の総額の上限額が定められればよく、取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会又は代表取締役が決定することができま

す。報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得るものであり、これを適切に機能させ、その手続を透明化する必要があります。

① 上場会社等において、取締役の個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合には、取締役会は、その決定方針を定め、その概要等を開示しなければならぬものとします。【第三六一条第七項】

なお、報酬等の決定方針の詳細は法務省令で定められる予定です。

② 取締役の報酬として株式等を付与する場合の株主総会の決議事項に、株式等の数の上限等を加えます。【第三六一一条第一項】

③ 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には、出資の履行を要しないものとします。

【第二〇二条の二、第二三六条第三項、第四項、第三六一一条第一項、第四〇九条第三項】

④ 事業報告による情報開示が充実されています。

二 会社補償に関する規律の整備

【第四三〇条の二】

役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、株式会社が費用や賠償金を補償すること（会社補償）については、利益相反性があります。現行法上は、会社補償について直接に定めた規律はありません。

株式会社が会社補償をするために必要な手続規定や会社補償をすることができ費用等の範囲に関する規定が新たに設けられました。

三 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備【第四三〇条の三】

株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険（D&O保険）に加入することについては、利益相反性があり得ますが、現行法上は、D&O保険への加入について直接に定めた規律はありません。

株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険（D&O保険）に加入するために必要な手続規定等が新たに設けられました。

【第三四八条の二】

現行法上、業務を執行した場合に社外性を失うとされていることにより、社外取締役が期待されている行為をすることが妨げられることがないよう必要性が指摘されています。そのため株式会社と取締役との利益相反状況がある場合等において取締役会が社外取締役に委託した業務については、社外取締役がこれを執行したとしても、社外性を失わないものとします。

五 社外取締役を置くことの義務付け【第三二七条の二】

現行法上、上場会社等が社外取締

役を置かない場合は、株主総会で理由を説明しなければなりません。東証上場会社の九八・四％（市場第一部においては九九・九％）は社外取締役を置いています。かかる現状を踏まえて、改正法では、上場会社等は、社外取締役を置かなければならないものとされています。

第三 社債の管理等に関する規律の見直し【第七一四条の二、第七一四条の四、第七三七条第一項】

一 社債管理補助者制度
社債管理義務のない社債について、会社が社債権者のために任意に第三者（社債管理補助者）に対して契約により一定の権限を付与し、社債の管理の補助を委託することができるとする法律（社債管理補助者の資格や権限、義務及び責任等）が新設されました。

二 社債権者集会に関する規律
社債権者集会の権限が拡大され（従来の解釈の明確化）、社債権者集会の決議の省略に関する規定が新設されました。

第四 株式交付制度について【第二十一条、第七七四条の二、第七七四条の十一、第八一六条の二、第八一六条の一〇】

株式会社（株式交付親会社）が他の株式会社（外国会社を含まない）を子会社とする場合に、相手方の株式等の取得と引替えに、株式発行（処分）の手続によらずに自社の株式交付（株式交付）ができるようになるための規律が新設されました。

第五 議決権行使書面等の閲覧等について【第三十一条第四項、第五項】

議決権行使書面や株主総会委任状の閲覧請求等につき、請求の理由を明らかにすることを求めるとともに、株主名簿の閲覧請求の拒絶事由に準じた新たな請求拒絶事由が設けられました。

第六 会社の登記【第九三〇条、第九三二条】

一 会社の登記に関して左記事項が改正されました。

① 会社の支店の所在地における登記の廃止（①の施行は公布後三年六月以内）

② 新株予約権に関する登記事項のうち「新株予約権の払込金額の算定方法」（会社法二三八条一項三号）を簡素化（算定方法で決議していても登記申請前に金額が確定した場合も当該金額の登記で足りるものとされています）。

③ 登記事項証明書のうち、代表者の住所が記載された部分について、オンライン申請による閲覧を一切禁止し、窓口での申請の場合でも閲覧に一定の制限を加えられました。

第七 取締役等の欠格事由の一部削除

取締役等の欠格事由のうち、会社法三三一条一項二号（成年被後見人、被保佐人等）を削除し、後見人や保佐人の同意や承諾に関する規定が新設されました。

第八 施行について

本改正法は、公布の日から一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが、株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止

については、公布の日から三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっています。



◇ 「配偶者居住権」について ◇

■ 配偶者居住権とは？

すでにルーチェ通信平成三十年夏号で触れていますが、二〇一八年七月六日に相続法が改正されました。その柱の一つとして相続に際しての配偶者の保護があり、配偶者の居住権を長期的に保護する制度として、配偶者居住権が新しく設けられました。この配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割により、あるいは被相続人の遺贈又は遺贈の規定が準用される死因贈与によって、配偶者に終身又は一定期間の建物の使用を認めることを内容とする権利であり（民法一〇二八条）、その存続期間は、配偶者の終身の期間が原則ですが、遺言等により別段の定めをすることができ（民法一〇三〇条）。

■ 配偶者居住権があることの意義

居住用不動産と預貯金が遺産であり、配偶者と子が相続人の場合、法定

相続分に従った遺産分割により、配偶者がその居住を確保するために居住用不動産を取得すると、その不動産の評価額に応じて老後資金としての預貯金の取得額が減少してしまうこととなります。これを避ける方法として、従来の遺言公務実務では、配偶者の居住用建物を子に相続させるとともに、当該建物を配偶者に終身無償で使用させる負担を課すという負担付相続させる遺言で対処することが多くありました。しかし、これによる配偶者の使用権は第三者に對抗できるものではなく、配偶者の居住権を保護する方法として十分なものではありませんでした。これに対し、改正法では、配偶者が居住用不動産そのものではなく、配偶者居住権を取得する場合、その登記（民法一〇三一条）をすることで第三者に居住権を対抗できる上、取得する配偶者居住権の評価額は居住用不動産そのものの評価額より低くなるので、その分、預貯金の取得額が増加することになります。

■ 配偶者居住権の評価額の算定

配偶者居住権の評価額の算定については、法制審議会民法（相続関係）部会において示された簡易な評価方法として、建物敷地の現在価値から負担付所有権の価値を控除して計算するというのがあり、負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して（負担消滅時まで所有者は利用できないので、その分の

収益可能性を割り引いて) 求めるというものです。具体例として、同年齢の夫婦が三十五歳で木造の自宅を新築し、妻が七十五歳の時に夫が死亡し、その時点で土地建物の価値が四千二百万円であり、終身の間の配偶者居住権を設定したものとすると、配偶者居住権消滅時の建物の価値は〇円となり、土地の価格四千二百万円を法定利率三%で十五年分(七十五歳の妻の平均余命は約十五年) 割り戻すと、年三%で十五年分を割り戻す場合のライブニッツ係数は〇.六四一八六となり、これを四千二百万円に乗じると、負担付所有権の価値は約二千七百万円、配偶者居住権の価値は約千五百万円となり、その価値を約三十五%に圧縮できることとなります。この配偶者居住権の価値は配偶者居住権を設定する遺言を公正証書遺言とする場合の手数料算定の際にも用いることができると思われる。

■遺言による配偶者居住権の設定

配偶者居住権を設定するには、遺言によるのが最も簡便であり、改正法施行後はその旨の遺言がされることが多くなると思われる。遺言により配偶者居住権を設定するには、遺贈による必要があり、特定財産承継遺言はその設定ができないことに留意する必要があります。これは、遺贈の場合には配偶者居住権のみを放棄することが可能ですが、特定財産承継遺言の場合は相続放棄となり、配偶者居住権以外の財産についても

相続できなくなる不都合と相続されたからです。なお、配偶者居住権の設定を特定財産承継遺言によつて行った場合、遺贈の趣旨であると善解される余地はあると思われませんが、解釈上の疑義を残さないためには、遺贈であることを明示すべきです。また、配偶者居住権を設定する遺言は、改正法施行後に可能となるものです。したがって、遺言者が改正法施行前に死亡したときは、配偶者の居住権建物を子に相続させるとともに当該建物を配偶者に終身無償で使用させる負担を課すものとし、遺言者が改正法施行後に死亡したときは、配偶者居住権を配偶者に遺贈し、配偶者居住権の負担付の不動産を子に特定財産承継させる旨の条件付き遺言であっても改正法施行前にすることはできないと解されます。

■配偶者居住権の存続期間の問題

二〇二〇年四月一日以後に作成する遺言から配偶者居住権を書けるようになり、その存続期間をどう設定するかは検討します。

遺言による財産配分考案の際には、遺留分を侵害しないか、配偶者の税額軽減制度をどう利用するか等を考慮することが多いですが、配偶者居住権はその評価額が相続開始時に初めて判明し、遺言作成時にはわからないという問題があります。とくに、存続期間を配偶者の終身の間とした場合、その評価額は相続開始時における配偶者の簡易生命表上の平均余命年数により定まりますから、例えば妻が若く平均余命年数が長いとその評価額が高く

なり、他の相続人の遺留分を侵害して金銭を支払ったり、または想定外の相続税を納税したりすることにもなりかねません。一方、夫が十年等の有期の存続期間を決めて遺言を書くことも難しい問題です。自分の相続は何年先になるかわからないし、その時点における妻の境遇を想定して居住期間は何年が適切か遺言作成時には予測しにくいからです。

夫の相続開始後に、妻自身に存続期間を決めさせるのがよいのではないかと考えます。具体的には次の二つの方式が考えられます。まず「別段の定め方式」(改正民法一〇三〇条ただし書)です。遺言に存続期間を「妻が定める期間」と書く方式です。改正民法一〇三〇条ただし書の「遺言に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」には、有期の存続期間は遺言者自身が定めなければならぬ等の限定はありません。登記申請までに妻が有期の存続期間を定めて遺言執行者に通知すれば、問題ないはずですが、妻への委託に法的疑義がある場合や妻が期間を定めない場合に備え、遺言に予備的条項(例えば「仮に「妻が定める期間」という遺言が無効の場合か、法務局が配偶者居住権設定登記申請を受理しない場合か、妻が期間を定めずに配偶者居住権の遺贈を承認した場合、存続期間を妻の終身とする」等)を書いておけばよいと思われる。

特定遺贈の一部放棄が可能である以上、相続開始後に妻が存続期間の一部を放棄して、遺言書と妻の一部遺贈放棄書を提出すれば、法務局が、有期の配偶者居住権を登記してくれるであろうとの前提に基づきます。ただし、夫がせっかくな終身の配偶者居住権を与えてくれたのに、妻が夫の意に沿わない一部放棄をしにくいこともありうる。遺言には、例えば「配偶者居住権を妻に遺贈する。ただし妻は遺贈を全部放棄することも、一部放棄して存続期間を妻の定める有期の期間にすることもできる」等、夫が妻の放棄権の行使を容認する注意的規定を置く方が親切でしょう。後者の方式が実務的には安全と考えます。これに加え、配偶者居住権の評価額次第で妻が金融資産をより多く取得できる遺言を書けば(例えば「妻が承認して取得する配偶者居住権が遺産の二分の一に満たないときは、これに満つるまでに金融資産を遺贈する」等)、妻の老後の生活が安定し、配偶者居住権の立法目的にかなうと思われる。

もつとも、配偶者居住権の制度は設けられたばかりであり、今後の運用に委ねられる点もありますので、配偶者居住権を設定する場合には専門家の意見も踏まえて慎重な対応が必要です。

ルーチェ法律事務所

弁護士・弁理士 中井陽子

(東京弁護士会所属)

東京都港区西新橋一丁目十八番六号

クロスオフィス内幸町六〇二

電話 〇三・五五二〇・五三三四

HP <https://www.luce-law.jp/>